～大切なお知らせ～　　名護市子育て支援課

高校生年代以下の児童を養育している方へ

令和６年10月分（12月支給）より 児童手当一部変更のご案内

令和６年９月より申請受付開始！

支給にあたって、申請が**不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

１．児童手当制度改正変更内容

① **高校生年代までの支給期間延長**
18歳年度末（平成18年４月２日以降生まれ）の児童までを児童手当支給対象児童とする。

② **所得制限の撤廃**
上記①の児童を養育している世帯の全世帯を児童手当の支給対象とする。

③ **多子加算の増額**
第３子以降の児童を支給額が１人当たり**一律３万円**とする。

④ **多子加算カウント方法の見直し**
18歳年度末（平成18年４月１日以前生まれ）から
22歳年度末（平成14年４月２日以降生まれ）までの児童を児童手当支給算定児童とする。

⑤ **支給月・支給回数の変更**
支給月を**２月・４月・６月・８月・10月・12月**とし、**年６回**の支給とする。

２．支給額

児童の年齢	支給金額（1人当たりの月額）	
	第１・２子	第３子
３歳未満	15,000円	30,000円
３歳以上～高校生	10,000円	

算定方法の例①

児童年齢	算定	支給金額
21歳	第1子	
17歳	第2子	10,000円
14歳	第3子	30,000円

算定方法の例②

児童年齢	算定	支給金額
23歳		
17歳	第1子	10,000円
14歳	第2子	10,000円

お問合せ先
■名護市役所子育て支援課子育て支援係　児童手当担当
0980-53-1212（内線110）（受付時間　平日　8：30～17：15）

制度改正用HP

３.申請の手続き

児童手当または特例給付を受給していますか？

はい

大学生年齢児童（表面④に該当）がおり、大学生年齢児童を合わせて３人以上のきょうだいがいますか？

はい → **申請必要(下記Aへ)**

いいえ → 高校生年齢児童（表記①に該当）を養育していますか？

はい → 現在、多子加算を受けていますか？

はい → **※1　申請不要**

いいえ → **申請必要(下記Bへ)**

いいえ → **※1　申請不要**

いいえ

大学生年齢児童（表面④に該当）がいますか？

はい → 高校生以下児童（表面①に該当）が同居していますか？

はい → **申請必要(下記Cへ)**

いいえ → **申請必要(下記Dへ)**

いいえ → 高校生以下児童（表面①に該当）が同居していますか？

はい → **申請必要(下記Eへ)**

いいえ → **申請必要(下記Fへ)**

※１申請不要：**現在児童手当等を受けており**、**高校生年代までの児童を合わせて３子以上の児童を養育し、多子加算を受けている世帯**、または**特例給付を受けている世帯**は、職権で増額します。増額となった方へは、令和６年12月支給までに通知を送付します。

▼申請対象者A▼
- **「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出。**

▼申請対象者B▼
- **「額改定届」の提出。**
- **（高校生年齢児童（表記①）と別居している場合）「別居監護申立書」の提出。**

▼申請対象者C▼
- **「児童手当認定請求書」の提出。**
- **「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出。**

▼申請対象者D▼
- **「児童手当認定請求書」の提出。**
- **「別居監護申立書」の提出。**
- **「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出。**

▼申請対象者E▼
- **「児童手当認定請求書」の提出。**

▼申請対象者F▼
- **「児童手当認定請求書」の提出。**
- **「別居監護申立書」の提出。**

該当する書類を、**返信用封筒にて返送**または**名護市役所子育て支援課窓口まで**提出してください。
詳しくは、表面お問合せ先欄のQRよりホームページをご確認ください。

申請期限：**令和６年９月末まで**（令和６年12月期支給）

上記期限までに申請があった分は**令和６年12月**に支給します。
なお申請期限を過ぎた後も、令和７年３月31日（必着）までに申請があった場合は、支給月は遅れますが、令和６年10月分から遡って支給します。
令和７年４月１日以降の申請は申請月の翌月から支給です。お早めにお手続きをお願いします。